

平成 25 年 12 月 16 日開会

平成 25 年 12 月 16 日閉会

議会改革推進特別委員会会議記録
(要旨)

久慈市議会事務局

議会改革推進特別委員会会議録

平成25年12月16日（月曜日） 午前10時30分

協議案件

・各部会の調査・検討経過及び結果の報告について

出席委員（23名）

・桑田鉄男 委員長 ・小野寺勝也 副委員長
・梶谷武由 委員 ・下川原光昭 委員
・藤島文男 委員 ・上山昭彦 委員
・泉川博明 委員 ・木ノ下祐治 委員
・畑中勇吉 委員 ・砂川利男 委員
・山口健一 委員 ・澤里富雄 委員
・中平浩志 委員 ・小柳正人 委員
・堀崎松男 委員 ・小倉建一 委員
・城内仲悦 委員 ・中塚佳男 委員
・下舘祥二 委員 ・高屋敷英則 委員
・宮澤憲司 委員 ・大沢俊光 委員
・濱欠明宏 委員

欠席委員（なし）

その他出席議員

・八重櫻友夫 議長

事務局職員出席者

事務局 局長 一田昭彦 事務局次長 嵯峨一郎
庶務グループ 総括主査 高畑伸一 議事グループ 総括主査 田高慎
主任 長内紳悟

午前10時30分 開会

○委員長（桑田鉄男君） ただいまから、第9回議会改革推進特別委員会を開会いたします。出席委員は全員であります。

それでは、次第により進めさせていただきたいと思っております。

本日の議題は、「各部会の調査・検討経過及び結果の報告について」であります。

この際、お諮りします。報告に対する質疑については、部会ごとに行いたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桑田鉄男君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

それでは、「議会基本条例の制定に関する事項」及び、「その他議会改革に関する事項」について、条例策定専門部会長の報告を求めます。澤里部会長。

○澤里富雄委員 それでは条例策定専門部会の報告をいたしたいと思っております。

条例部会ではこれまで17回、それから幹事会を含めまして20回ほど会議を重ねてまいりました。

ここでやっと素案の形ができたところであります。これには、四日市市、栗山町、花巻市、北上市等のいわゆる先進地と言われる議会の条例を参考にしながら、またさらには中村先生のご指導ご提案をいただきながら、部会で協議してきたところであります。

早速ですが、お手元に配布の素案について、事前に配布しておりましたけれども、順番に読み上げていきたいと思っております。

〔条例素案読み上げ〕

以上、8章立て26条の条例となりました。

特徴としまして、3条の1項4号、議会活動の検証ですが、よその条例には検証する条項がないそうです。

それから、8条の3項、「かだつて会議」ですが、これは主なテーマを設けて、かだつてという方言を名前にした会議です。

それから、9条の議決事件の追加ですが、いま事務局を通して当局と協議中であります。これについては、本日の素案の中には条項として載せておきましたが、3月の期限までに話し合いが進みましたら、条項に載せたいと思っております。部会としては議決事件の追加は入れたいという思いで進めているところです。

それから、14条になりますが、委員会の正副委員長の選出に際しても、正副議長と同じく所信を

表明する機会を与えてはどうかという条文で、これも全国どこにもない新しい条文です。

それから16条ですが、この間、議運でタブレットの使用を決めましたので、いわゆる情報通信技術、タブレットやパソコンを含めて活用しているところはあっても、これを条例で謳っている議会は全国にもないそうです。ということで、条例に盛り込んでもいいのではないかとということで、条文にしました。

それから、20条ですが、ここに「議会事務局」は入っていなかったんですが、事務局も交流、連携を推進するというので入れました。ここも全国では議会事務局が入っていない条文が多いようです。

あと、最後の26条の議会改革推進会議ですが、この条例が成立しても常に見直しをしていこうというようなこと、それからいろいろな内規みたいなものも必要になってくるだろうということで、この議会改革推進会議でもって協議していく。人数とかそういうのがこれからの課題になると思いますけれども、継続して審議していくということです。大概是、何々委員会という名前ですが、会議という名前にしました。

以上であります。

○委員長（桑田鉄男君） ただいまの報告に対し、質疑を許します。

○城内仲悦委員 この3条の4号の活動の検証ということですが、検証の仕方については議論の中で出てきたのか。例えば、どういうものを考えているのか、イメージ的に教えていただきたい。

それから、8条の3の「かだつて会議」ですが、これまで議会報告会ということで一方的にやってきたんだけど、議会報告会という名前じゃなくて、「かだつて会議」という名前で地域に入っていくことを想定しているのかどうか。

その辺、どういう議論をしたのかお聞かせください。

○澤里富雄委員 両方とも、中村先生からのご指導もありました。これについては、事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

○事務局（長内紳悟君） ただいまの2点のご質問ですが、まず3条1項の4ですが、これは中村

先生からの提案でもあったんですが、イメージをお話しますと、この第3条では議会はこういうことをやっていきますよという項目が並んでいます。これではやりっ放しではないかということで、やはり議会もPDCAのC、チェックの部分をやらなければいけないのではないかと提言をいただきまして、この条項が入りました。

これに関しては、どういうふうに検証を進めていくかということで、実は部会のなかでも質問、議論が出されました。

中村先生からは検証シートというものを示していただきましたが、これは早稲田大学マニフェスト研究所で年明けに議会改革本を出版するようとして、その本のなかでは議会も検証することが必要だということでの検証用のフォーマットを紹介するようです。

そのものをいち早く部会に頂いたところでして、例えば、このシートの中では、改革前の課題になっている項目、解決方法、取り組み内容、優先度、必要経費、達成目標などを設定していき、次に改革後の成果、達成度、出てきた課題・問題、住民の変化などがあり、このシートをもとに検証できますよというものです。

そういうことで部会では、これに基づいて検証していこうということになりました。

また検証の仕方も、内部評価、外部評価ということで、まずは議員の皆さん自身が評価し、そこに客観性をもたせるために、市民や中村先生、佐藤先生のような第三者の専門家からも評価してもらいましょうというイメージです。

もう一つの「かだつて会議」ですが、広聴広報という部分では議会報告会、それと併せて意見を聴く会を設けることにしております。

それに加えて、この「かだつて会議」では、どうしても議会報告会・意見交換会というものは、どうしても市民という立場、議会議員という立場でのやりとりで、どうしても依頼する側・依頼される側のやりとりになってしまいますが、「かだつて会議」という会議体にするので、市民も議員もその場では同じ久慈市民として発言ができるものでありまして、例えば、参考人制度は参考人のほうから議員に質問ができなかったり、意見

が言えない、聞かれたことにしか答えられない会議ですが、「かだつて会議」は自由に質問・意見を述べ合いながら、協働で政策課題、テーマを設定して話し合いをしましょうというものです。

実はこれに近いやり方で、先進の栗山町では一般会議という名称でやられております。これを馴染みのある久慈地方の方言を使いまして、一緒にやるという意味の「かだつて」、また語り合しましょうという意味の「語って」を掛け合わせた名称にしてはどうかという中村先生からの提案をいただきました。

それを部会としてもやりましょうということで決定したものです。

○梶谷武由委員 5条の会派ですが、「結成するものとする」とありますが、会派を結成したくてもできない場合等の扱いはどうなるのか。

もう一つは、11条の一问一答ですが、一问一答を行う場合、席を登壇してということにはなりづらいついかなという気がしますが、その辺についてはどのように考えているのかお伺いします。

○澤里富雄委員 議会活動を行うための会派ということになります。これも部会でもけっこう協議しました。「するものとする」あるいは「することができる」でかなり協議しました。

この内容についても、事務局のほうから答えていただきたいと思います。

それから、11条の一问一答ですが、ここも相当の時間をかけました。いろんな論点がありましたけども、これについても事務局から説明してもらいたいと思います。

○事務局（長内紳悟君） 第5条の会派ですが、「結成するものとする」ということで、いわゆるこれを会派の原則と言いますが、他市の基本条例によっては「することができる」と位置づけている議会もあります。

また、基本的に会派というものは結成されるべきものであるということで、「するものとする」という表現を使っている議会もあります。

これは部会でも議論がなされたところでありますが、会津若松市が会派の原則を謳っておりますが、久慈市でも会派というものを重んじる議会であるという議論がありまして、原則的には会派は

結成するものであるだろうと、また政務活動費に関しても会派は交付を受けることができるとしておりますが、会派の根拠は何なんだというところがこれまで明確になかったということで、会派の原則としましょうということでした。

ただし、例外的に会派を結成できない場合、それは人数や政策理念の関係でできない場合もあるだろうが、原則、久慈市議会は会派を重んじ結成するものとしましょうという議論のなかで、こういった表現となりました。

次に、第11条の一问一答ですが、ここは質問席というところからは一度切り離して考えていただきたいんですが、例えば、議案に対する質疑や一般質問において、何点かの質問項目を一度に質問される議員さんと、一項目ごと挙手し質問される議員さんとのあるわけですが、何点かを一気に質問されますと執行部側で整理がつかなくなって、答弁もあいまいになって、議論がぼやけて深まらないという場面も出てくるということで、やはり原則、一问ずつの聞き方をしたほうがより議論が明確になるし、市民にとっても聞いていて何の議論の最中かが分かりやすいだろうということの議論があったところなんです。

ただし、これは縛るものではないだろうということで、できる規定にしましょうと。目指すところは全員が完全な一问一答だけれども、まずはできる規定という姿勢でもっての表現になったところなんです。

○梶谷武由委員 一つは会派の件ですが、国会のように議院内閣制で政党があつてやっていると、地方議会のように議員個々に政党に所属して、あるいは会派を結成してやっていると、全く違うと思うんです。

議会を運営していくうえで、会派を重んじながらということとは認めるんですが、結成について断定するのはいかなものかなと。

仮に、いま会派に所属している人が議案にどうしても反対するという関係で会派を離れることもできなくなるようなことに繋がることから、これはいかなものかなと思います。

もう一つは、一问一答ですが、登壇して一括質問するわけですが、一问一答は一つずつになるわ

けですので、一つ質問をして、また登壇して次の質問をとという形になれば、最初から自席ということになるのかなという思いがするんですが、その辺はどういうふうな考えでしょうか。

○事務局（長内紳悟君） 会派結成の部分で縛りがきついのではということですが、原則会派は結成しましょうということであって、できない場合というものはそれは例外的にあらうかと思えます。

会津若松市でもこういう謳い方をしておりますが、やはり会派に所属されていない議員さんはもちろんいます。

また、この条項ができたことによって会派を離れることができないようなことには影響しないと解釈しています。基本的には結成しましょうという理念でございます。

あと、一問一答について、登壇しての一括質問一括答弁というやり方ができなくなるのではという趣旨かと思えますが、ここについても部会で種々議論いただいたところです。将来的には目指すべきところはもしかすると対面質問席において最初から一問一答かもしれませんが、今この会派制の中で登壇しての代表質問が行われているということでありますので、そこも考慮されながらできる規定にしたところであります。

○澤里富雄委員 今やっているものを大事にしながらということで、最終的にはできる規定になったところです。

○梶谷武由委員 私は質問の形は今の形でいいかなという気がしているんですが、例えばやってみようかなと思った時には取扱いはどうなるのかなと思ったところです。

会派の部分については、条例ですから例外もあるのだというのであれば、原則とか、できるとか、そういう形でないと条例そのものに違反することになりますよね。

○濱欠明宏委員 条例部会での議論の中で、百点満点ではないという条例案ですけども、一般質問の取り扱いの関係も出ましたが、これまでの議会というのは先例集を重んじてやってきたということです。

この条例案ができて先例集を拠り所にしなければならぬところがたくさんあります。そうい

ったこともあるし、それから将来目指す通年議会、あるいは議決事件の追加なんかもそういったことも今まだまとまっていないけれども、4月1日施行に向けて、まずはできる部分を作りましょうと。

その中で今のような議論を深めていながら、改正することはできるわけですから、そういったことでどうしても支障がある場合には、改正というふうなことでやりましょうということが条例部会での話でしたので、そこら辺を斟酌してもらえればいいのかと思います。

○城内仲悦委員 今、事務局から会派について説明があったんだけど、久慈市議会は重んじてきたという経過があってそういうふうにしたんだということですが、「するものとする」というとかなり重いんだよね。そういった意味では、できる規定にしてもいいような気がするというのが一つ。

私も勉強するなかで、ある議会では会派をなくしている議会も逆にあるんだよね。そして、議会全体として政策をやるということもあるわけですが、そこまでは一気にいかないにしても、久慈市議会は会派制をとってきたのはその通りなんだけれども、濱欠委員も100%ではないんだという話をいただきましたけども、どうしても「するものとする」は重いのかなと思いました。

そこは皆さんで議論してほしいなと思います。

○濱欠明宏委員 議論のなかで感じたことをお話しさせていただきますと、まず4月1日に向けてじゃえじゃえ条例というものを出發させましょうと。

つまりそれは一つの森だよと。要するに、林の中に入ると一本一本の木はまだ不完全であるというふうなことで今回提案しているんです。

ただこれを今、今の意見を参考にしながらこれから4月1日に向けてまだあるので、その辺は整理整頓できる場があると思うので、今ここで問題点だけはそれぞれ発言してもらいながら、多数決でこれを決めるということになると、我々条例部会としては一生懸命議論してきたところだから、そこは重んじていただいて、我が部会には小野寺副委員長もいましたので、問題点はどんどん出していただいて、それを幹事会等で今後処理してもらおうことにしてるのだから。

いずれ採決するような方向でないように論点整

理をお願いしたいと思います。

○城内仲悦委員 私も条例部会でなかったもので、これまで発言する機会がなかったんですが、そういった意味では、問題点があるなという指摘はしておきますので、今後ご検討いただきたい。

もう一つは、会派というものを重視しているんだということで、やはり会派室がきちんとないと、条例で会派があるんだというなかで、じゃあ久慈市議会の会派はどこにあるのという状況はまずいと思うので、これはきちんと会派室を設けるということでないかと合致しない部分があるので、そこは物理的なものもありますが、部屋を仕切るだけでいいわけですから、そこをやらないと条例の重みがないと思います。

ぜひ条例部会ではそこも含めて議長に要請しながらお願いします。

○中平浩志委員 常任委員会の委員長の所信表明ですが、これは何を意図しているのか。

常任委員会の委員長を決めるのは基本的には会派の代表者とか幹事長のところで誰がいいか決めているけども、そういう意味でなくて、私がやりたいからこの委員長をやらせてくださいという感じになるんですか。

○澤里富雄委員 これも先ほど説明の中で中村先生からのご提言があった部分です。

これは、理想的にそういうものもやったほうがいいんじゃないかと、やる人も意気込みをもってやるという考えでやってもらったらいいのではないかとということです。

話し合いの中でも中村先生は、委員長手当というものも将来的には考えられるのではないかとということで、そのためにもこういった形で条例でやれるようにしてもいいんじゃないかということで、部会でもいいのではないかとということでした。

○木ノ下祐治委員 今話を聞くと、例えば当選していきなり私は委員長をやりたいと手を挙げて。

私が議員になったときは右も左も分からないで議員になってきたんです。そんな人が私が委員長をやりたいとなった時はどうするんですか。

今の話だとできることになるわけですよね。そこはちょっと無理があるんじゃないかと思うんですが。

これは大いに再検討する必要があると思いますよ。新人が手を挙げたらどうするの。大変だと思うんですよ。怖いですよ、これは。

というのは、この間の視察のときに袖ヶ浦市の副議長さんがこう言っていたんです。新人が7人、8人も当選してきたと。右も左も分からない人が委員長になっていると。議会が混乱して大変だと。

委員長をやる人がいなくて、いきなり委員長ということで大変困惑しているということがありましたので。

○澤里富雄委員 今の件ですけども、これは一つはいわゆる開かれた議会、これを求める条例の策定にあります。

それと市民から見ると、密室で決めてどういう形で決めているのか市民には分からないというのがあって、そういったものを明らかにするためにもやってはどうですかというような意見もありました。

私はこの程度にしか話せませんが、あれであれば事務局のほうから中身をお願いします。

○事務局（長内紳悟君） 委員長の所信表明についてですけど、中村先生からのご提言の趣旨は、ただいま部会長が話されたように、開かれた議会を目指すなかで、議長、副議長の選出に関しても明らかにしていきたいと思いますというのが一つあります。

加えて、委員長、副委員長の選出にあたってはどうですかという話になった時に、これは例えば各会派の幹事長会議で決まっていますとか、市民からは見えないところで決まっている部分が多いですよという話になりまして、開かれた議会を目指すのであればそうではないのではないですかというのが提言の趣旨でありました。

もう一つ、この委員会の活動の条項を見ていただきたいのですが、所信表明だけではないのですが、議会の活動というものがこれからどうあらなければならないのか。例えば、委員会の専門性や特性を活かした運営をしていきたいと思います。これからの委員会の目指すべき姿が第1項で示されております。

第2項でも、常任委員会はしっかりと所管事務調査を積極的にやっていきたいと思いますということを

謳っております。例えば、通年議会というものが今後議論され導入されていった場合、閉会中というものがなくなるので、いつでも常任委員会は所管事務調査ができるような体制になってきます。

そうすると、常任委員会がある程度キーになってくる部分が大きいというのありまして、その中でやはり委員長というのがしっかりとリーダーシップを発揮しながらやっていく委員会、それでもってその選出過程を、私は久慈市をこういうふうな産業経済を目指したいのだと、こういうふうな教育民生を目指したいのだという所信表明があって選ばれるべきではないかという趣旨のご提言です。

ひとつ勘違いされないでほしいのは、所信表明をした方、イコール委員長になるというものではございません。なりたい方は積極的に若い議員さんであっても私はなりたいのだ、こういうものを目指したいのだと表明できる環境、これに縛られるものではございませんので、最終的には互選になりますので、その中で選出されていくというものでございます。

以上です。

○木ノ下祐治委員 通常であれば、推薦よりも立候補が優先されるわけですよ、気を付けなければいけないのが。私は物事をそのように捉えているんですよ、気を付けないと。

議会活動の活性化というのは事務局の言うとおりに、全くその通りなんです。それはもう理解していますよ。そこは理解しているんですが、やはり一番怖い部分は、先ほども言ったとおり、袖ヶ浦市の副議長さんが言ったのを私はずっと引っかかっているんですよ。思い込みだけで議会を誘導するようことになれば大変なことだし、どこか違う気がするんですよ。

中村先生の提言もいいんですが、それはそれでいいのしょうけれども、ただ全てを中村先生が、大学の先生が言ったからといってそのようにやる必要もないだろうし、いいところはどんどん活用していけばいいし。

やはり久慈市議会に合わないような部分はカットしていかないと。私はそう思いますよ。話は分かるんですよ。理論的なことは分かります。ただ

理論と実際はちょっと違うのではないかと思うけども。

○中平浩志委員 補足みたいなんですが、私も違和感がちょっとあるんですよ。何か違うんではないかなという感覚があるんですよ。私は個人的にそんな感じがして。

最初聞いたときもそうだったんですけど、今聞いても何か違和感があるような気がするんです、個人的には。だから全体としては間違っていないでしょうけれども、今事務局が話したようなのはもちろん分かります。木ノ下さんがしゃべっているのも分かります。

ただ何かそぐわないような気が、私個人的にはすごい違和感があります、正直なところ。それをどういうふうな感じで皆さん方が感じているか分かりませんが、そうだなと思っている人もやっぱりいるでしょうけれども、私個人的な感想として、ちょっと違和感があるなという感じがします。これは単なる意見なので答弁がどうのということではないので、意見として私はそう感じています。

○山口健一委員 私は、反論ではないですけども、やはり常任委員長でも議長でも、やはりそれなりに意志を持っている人が手を挙げるということは、これは別に口を挟むことではないでしょうし。

例えば、2人出たら当然その中で採決して決めていくことだから。別に幹事会で決めてあったから、その人は手を挙げたから降りるかという、そういう問題ではないと思うんです。

やはり、それは委員会の中でちゃんと結論を出して決めるわけですから、やりたい人が表明していく場というのは、私は設けても何も問題ないと思います。

○濱欠明宏委員 先ほどの繰り返して申し訳ないんですけども、きょうの案件というのは、各部会の調査・検討経過の結果の報告なんです。先ほどから問題点をどんどん出してくれと。そして、それをさらに精度のいいものにしましょうというのが、きょうの会議だと思っています。

そういった意味では、大変貴重な意見だと思うし、なるほどなと思うところもある。ところが部会にこれを差し戻すという発想で部会長は臨んで

いないですよ。きょうは、我々の部会で話したのを報告して、さらに色々な問題点があるものについては、将来幹事会等でどういうふうなところで議論するのかというのは、そこで決めてもらいましょうということにしています。

だからそういった意味では、我々は議論したことについては報告すると、部会として。あとは、足らざるのはどんどん意見を出して補ってもらって、それを最終的にいいものにしましょうということです。いずれ今のような議論があつてしかなるべきだと思う。

○小倉建一委員 この前文の方言の関係ですが、まだまだこなれていないのがあるなという気がします。

例えば、おら達というのは、大川目のほうでは使わないなという、おらあどうを多いのか、結構こなれていないのがあるし、もっと詳しい人がいて、こうではないかと言ったときに変更できるような余地を残しておいたほうがいいんじゃないかと思っていましたので提案します。

条例部会の委員として申し訳ないですが。

○泉川博明委員 私も条例部会の一人なんですが、今小倉委員が言ったように、上から4番目の「おんなじように」というような、そのような感じがしたんですよ。

そこを何とか「ん」を削除するか、漢字にするか。何かここが「おんなじように」という読み方があるような気がするんだよね。「ん」を削除するか、漢字にするか、こちらのほうは何かしたほうがいい気がするんだけど。

○濱欠明宏委員 私も部会の委員でしたので、そこで大事なことは、いずれ地方自治、それぞれの自治にふるさとに誇りをもっているということから、いずれ方言というのを少し前面に出しましょうということについては一致しています。けれども、具体的な文言については、それぞれの方々がやって、最終的にここに出てきたことであって、国語の学者とか、そういった学者とかいますからその部分については、やっぱりもう少し馴染むような言葉でいいのかもしれないとも思っています。

○委員長(桑田鉄男君) 先日12日の幹事会の中

でも出たんですが、やはり方言そのものであるというのは概ねいいだろうと。ただ、今話があつたように詳しい人がいると思うから、そういう人からやっぱりいろいろ意見を聞く、そういうのも必要かなと思いました。

○中平浩志委員 これはよそにも出すんですよ。読めますかね他の人は。私たちは分かるんですよ。これを出したときに、他の人は読めるの。解説を入れたらどうだろうと思って。全く関係ないよその人たちがこれを読んで意味を理解できるのかなと。

○小倉建一委員 別紙で前文の原文というのは最後につけるという考え方で、条例部会でもあつたわけです。標準語でやって、その上に小さい字で方言を入れるとか方法はあるわけですが、それはさらに皆さんから検討してもらおうほうがいいかなと。条例部会としては、皆さんから検討してもらおうほうがいいかなと。条例部会としてはここまでかなということで、ひとつ。

○澤里富雄委員 今皆さんが言ったことは、部会でも幹事会でも全部出ました。それで、原文は原文で載せるということ、何らかの形で。そうでないとこれでは。そういう形で検討していくということです。

○大沢俊光委員 時間も大分経過しているし、3部会きょうやるんでしょう、報告。だから、今の話の終結は、条例部会の案が出されたことに対し、さらにその上部機関で協議・調整することとするというふうなことで仕切って進めたら。

いろいろあるんだから、これが決定機関ということにしたら時間ばかりかかって大変だ。そういうふうに進めてください。

○委員長(桑田鉄男君) この条例案については、今の大沢委員からも話がございました。上部機関と申しますか、幹事会なり、きょう皆さんから出たことをまたできるのであれば条例部会でもいいし、議論をしながらやっぱりいいものにしていただきたいなと思います。

それで、若干の軽微な変更といえますか、そういうものはあると思いますが、今後法規審査なりパブリックコメント等もございますので、3月議会は3月の初めあたりが最終本会議になるのかな。

そういうふうなことで、タイムスケジュール的にも大変厳しい状況にありますので、そういうことで進めるということで良としていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桑田鉄男君） そういうことで確認をさせていただきたいと思います。

次に、「広報広聴の充実に関する事項」について、広報広聴専門部会長の報告を求めます。藤島部会長。

○藤島文男委員 次に広聴広報部会のほうからご報告します。いつもの通りなんですけれども、きょうも畑中副部会長から説明をしていただきます。よろしくをお願いします。

○畑中勇吉委員 私のほうから、これまでの経過なり取り組みの状況についてご報告を申し上げたいと思います。

まず、12月4日に広聴広報専門部会を開催いたしました。これは中村先生に入ってくださいましていろいろご指導いただきましたが、内容とすれば、条例案の広聴広報に関する条文の検証・精査をさせていただきました。

それに基づいて、議会報告会と意見交換会の開催要綱について吟味しなければならないということ検証させていただきましたが、概ねいいのではないかとありました。

2つ目は、議会報告会と意見交換会の取り決め方について、とりわけ課題整理会議について中村先生よりご指導いただきました。

これと前後して、専門部会では先にお示ししました、2月初め以降の第2回目の議会報告会、これについてどうするかということでいろいろ話し合いをしましたが、年明けそして年度末市長選の日程等から大変多忙さもあるし、これはやはり考えたほうがいいのではないかと話が部会でまとまったのですが、中村先生のほうからもこの間に1回目の議会報告会と意見交換会の事後の取り組みをしっかりと市民に示して、それを終えてから第2回目を開催したほうがいいというふうなご指導をいただきまして、その場で2月以降の2回目の実施については中止するということを決定したところでございます。

12月5日に中村先生のご指導をいただきながら、今までのものは試行の議会報告会と意見交換会の開催要綱だったんですが、条例制定に合わせて本格的な議会報告会と意見交換会の開催要綱について協議いたしました。

そういうことで、今協議の半ばなんですけど、配布したところでございます。この中身についてですが、先に皆さんにお話したとおり広報広聴を広聴広報に改めるという字句の修正。それから開催趣旨については、試行の開催趣旨を本格実施の趣旨に改める。それから中村先生のほうからいろいろ第1回目の議会報告会と意見交換会のお話をした中で、単なる目先の個別的な要望の取りまとめというふうな実施内容ではなく、やはり政策立案に向けた取り組みを本格的に実施するには、回数だけではなくて予算編成から逆算した意見交換会を開催したほうがいいというふうなご指導もありまして、今までは年2回、ブロックに分けてということだったのですが、班で年1回以上というふうなことで回数にこだわらないで、むしろ内容を重視して政策立案に向けた取り組みにするというふうなことで内容を改めさせていただきました。

それから、ちょっと前後しますが、班の編成は、前は人数を示していたんですが、3班編成とするということでもあります。

2頁のほうに移って、議会報告会と意見交換会の次第なり役割でありますけど、進め方ではありますが、私どもこの「かだつて会議」というのを分かったのがつい先日でありまして、この開催要綱の中にもその部分が具体的に盛り込まれておりません。ただ、この部分については、議会報告会と意見交換会の役割分担というのは、中村先生から話があったとおり政策立案に向けたいろいろな方法を考えたほうがいいということ、最初に示した進め方については基本形として多様な政策立案に向けた当日の次第なりを考えてやっていくということで、基本形として提案させていただいたということでもあります。

それからもうひとつ、課題整理会議について中村先生からお聞きした部分について整理し、実は協議した結果がでございます。この議会報告会と意見交換会の開催要綱と課題整理会議の開催要綱に

つきましては、5日の専門部会の会議を受けて、中村先生のほうに内容資料を送信いたしましてご指導をいただくことにしております。

送ってから約10日近くになりますので、年内に返信が、ご指導があることを期待しながら次のような取り組みをさせていただきたいというふうに思っております。

私たちが議会報告会を実施したのは、開催趣旨にありますとおり、議員が本来果たすべき役割を少しでも早く実施すること。もうひとつは、実施することの実践を通じて、経験を踏まえた共通認識の上に立ってより充実した要綱案を策定すると。そういう2つの目標で試行実施したところでありました。

しかし、課題整理会議にいたっては本来、広聴広報部会で運営指針なり取り組みについてお示しして、そして課題整理会議でそれを協議し確認をして発信するという運びであったわけでありすけれども、そこがないままに私どもも勉強もしないままに課題整理会議が行われまして、事務的に要望を振り分けて行ったわけですが、中村先生のご指導をいただくなかで、やはり私たちの不勉強さもあって取り組みも不十分だということで、現在その部分で取り組みが滞っているということでもあります。

そういうことで、中村先生のほうから要綱についてのご指導、課題整理会議の要綱が届いていると思うので、その指導に沿って広聴広報部会での部分について精査して、内容を取りまとめたいというふうに思っております。

併せて、私たちだけではなくて課題整理会議の部分については、広聴広報で精査したほかに課題整理会議のメンバーの皆さんからも検証いただくと、こういうふうな手順をとっていただきまして、第1回目の議会報告会と意見交換会の要望事項について内容が進んでおりますけれども、それを差し戻すということではないんですが、より市民に親切的な報告ができるような内容であれば、課題整理会議において会議の進め方を精査検証していただきますとともに、1回目の議会報告会と意見交換会のスケジュール、取り組みについても入れ込めるのがあれば入れ込んで継続して最終報告書を

作っていただける、そういう取り組み手順にさせていただければと考えているところであります。

そういうことで、まずは1回目の議会報告会と意見交換会の取り組みの後始末をしっかりとすることで今後進めさせていただきますとともに、さらにそれを取り組む中でしっかり検証精査して議会報告会と意見交換会の開催要綱ならびに課題整理会議の要綱をしっかりと形作っていきたい。この作業をこれからやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○小倉建一委員 今の説明を聞いたわけですが、条例が出てからこれが出る話だから、聞いていて合わなくてもいいのではないかという気がします。

○濱欠明宏委員 一つ気になるのは、特別委員会はいつ終局するかということです。私はこの要綱を見ていて気になった文言が、広聴広報専門部会というのが出てくる。ところが広聴広報専門部会というのは、特別委員会の専門部会なもんだから、特別委員会が解散すればこれはなくなるんですよ。

そうすると、いわゆる4月1日以降の部分については、広聴広報専門部会はなくなる気がするので、そこら辺の整理が必要かなというのと、それから最終報告書の内容というのがあるんですけども、誰がこれを作ったのかというのが気になっていた。

というのは、試行してそれぞれの班から報告があったと。広聴広報部会で取りまとめたわけですけども、取りまとめてそこで決めたことが最終報告として認知されたのかどうかというのが、実は私分らないんです。そして、広聴広報に出してしまうということなんです。

試行錯誤の部分については全く問題ないし、それはそれで成果があったと思うんですけども、この取り上げ方が非常に私は乱暴な気がしていたので、その点は意見を申し述べたいと思う。

○畑中勇吉委員 広聴広報専門部会という名称を使っていますが、これは4月1日以降もう委員会がなくなることでありまして、そこも幹事会では取りざたされているわけです。これから具体的にその部分は方向付けに合わせて要綱も変えていくという内容になっていくと思ひます。

○委員長（桑田鉄男君） この特別委員会は3月最終本会議をもって終結するという事です。

○高屋敷英則委員 ひとつ確認したいんですが、今広聴広報専門部会という表現で出てきているわけですが、広聴広報専門部会が正式な名称ですか。

というのは、私は定数報酬等研究部会ということで、専門という言葉が入っていないんですよ。だから、この広聴広報専門部会というのは正式な名称なのかどうか。

○委員長（桑田鉄男君） 条例策定と広聴広報は専門が入り、定数報酬等には研究ということでございます。

○畑中勇吉委員 最終報告については、課題整理会議でも議論していただきたいと思っています。議長を含めた要職の方々が入っておられる中でも協議して方向付けをいただければというふうに思います。

○大沢俊光委員 3ページの(12)の②のところだというふうに説明したほうがいいよ。ここが変わったよと。そこをきちっと言わないと。

○畑中勇吉委員 要綱の(12)が変わっているんですが、これも中村先生のほうにご指導いただくということで、対応方針を決定するという事です。前は違ったと思うんですが、変更になっていますので。これも含めて中村先生のほうに資料を送っていただきましたので、ちゃんとした課題整理会議の要綱についてご指導があると思いますので、返信があり次第、広聴広報部会を開いて再度協議し、吟味してまとめていきたい、案を作っていくというふうなことです。

○濱欠明宏委員 条例部会は、一応きょう結果報告だということで、なるべくきょう手放したいという思いはあるんだけど、今の広聴広報部会については、さらにまだ吟味するという事だから。

そうすると、最終的にはまた特別委員会を招集しなければならないという状況だよね。いずれにしてもパブリックコメントとかいろいろあるものだから、その辺の日程的なつまりが出てきているから。

本来であれば、12月議会で出すことで進めてい

ただけれども、早急な取り組みが必要であろうと思うのでよろしくお願いします。

○委員長（桑田鉄男君） 幹事会でも出たんですが、3月議会は市長選の関係等がございまして、早めに終わるという状況でございますので、普段の時期から見ればかなり日程的に窮屈です。そういうことで、広聴広報部会のほうもいろいろ聞いたりしながらということのようですが、早急にお願いできればと思います。

○城内仲悦委員 今、条例で明らかになった「かだつて会議」の設置も出ています。これも具体化してくるよね。「かだつて会議」も入ってきますよね、議会報告会もあるし。7条、8条に基づきだから、そうすると「かだつて会議」が入ってくるんだよね。

○事務局（長内紳悟） 条例ができますと、条例に基づく細かい部分が出てきます。例えば、反問権であれば、反問権の運用規定みたいなものが必要なければいけないとか、正副議長の所信表明であれば、どういう手続きで行うのか、そして「かだつて会議」であれば設置要綱のようなものが必要になってくると思います。

この条例に伴って出てくるものがありますので、実は12日の幹事会でもそういう話題になりまして、そういった条例運用基準と申しますか、そういったものを事務的に今事務局では作成を進めておりますが、やはり議員の皆さんにしっかりと諮るべき内容の部分、例えば反問権であれば何回までの制限を加えるとか、質問時間に含める含めないとか、そういった大事な部分に関して、事務的に進める部分は進めますが、お諮りしなければいけない部分はしっかりとお諮りさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○局長（一田昭彦君） 今、「かだつて会議」の話が出ましたが、「かだつて会議」というのは8条の条例案ですと、いわゆる広聴広報ではなくて、市民との協働、同じ立場で政策を議論、検討するという形になりますので、市民との協働ということで、広聴広報のほうからは抜けるのかなと考えております。

○濱欠明宏委員 私は広聴活動の一環だと思う。それから、次の条項で議会報告会をするというこ

とで広報活動と認識があるんですけども、そこら辺も整理整頓して、次にはひとつよろしくお願ひします。

○委員長（桑田鉄男君） それでは質疑を打ち切ります。

次に、「議員定数及び議員報酬等に関する事項」について、定数報酬等研究部会長の報告を求めます。高屋敷部会長。

○高屋敷英則委員 それでは時間をちょっとお借りして、きょうはほとんどがお詫びの部分になるうかと思えますけれども、実は11月29日、12月10日と部会を開催して、きょうの全体会で定数部会に与えられた仕事、いわゆる研究報告書、この全文をきょうは配布したいということで今まで来たわけでした。

それで、全体の骨格はもう出来上がっております。前文が2ページで、定数に関する報告書が14ページ、報酬に関する報告書が12ページ、それから政務活動費に関する報告書が2ページ、それから添付資料が25ページで、合計55ページのけっこう分厚い報告書になるんですが、全体の99%は実は完成しております。しかしながら、なぜきょう配布できなかったかという、12日の幹事会では配布したわけですが、そこでもお詫びを申し上げました。

実は、最後の部会を16日、きょうに焦点を絞って開いてきたわけですが、定数と報酬と政務活動費、この3つの中で実は定数部分の最後の肝心の数字のところ、資料が間違っていたというのであれば変えることが出来るんですが、実は11月29日の部会の最終的な内容としては、議員定数の適正な範囲という数値を入れていました。18名から24名という形で、これが適正な範囲であるよという結論をいただいたものです。

その後、もし議員定数が欠員が生じた場合に、これらの18から24という根拠がちょっと危うくなるということで、この数字についても協議をしてみましようということで、それを受けて12月10日にもう一回この件について協議しました。この内容ですが、これは常任委員会の機構改革に関する仮説の部分で、要するに常任委員会の委員に議員1人が2つ所属するという、こういう仮説の

下で常任委員会の機構改革案というものをいろいろ検討した結果、出てきた数字だった。

したがって、その常任委員会が何人いれば常任委員会としての活動ができるのかと、充実した活動ができるのかと。これは2年前の選挙が終わって、今任期の初め、いわゆる4常任委員会というのが3常任委員会になってしまった。これは明らかに常任委員会が6人を切る状態になったために統合したわけです。

したがって、そういうものを踏まえながら、やっぱり6人以下の常任委員会ということでは、きちっとした委員会活動ができないだろうと。それが6人以上、あるいは8人がいいのか9人がいいのか、その辺のところなんでしょうけれども、それは別として、18から24という数字が導き出されたのが、実は6.5人という常任委員会の数だった。万が一、議員定数の24なら24の中で不幸があつたりして欠員が生じたときに、6人を切る常任委員会が出てくるのではないかという、そういう恐れがある。2人になったら間違いなく2つぐらいの常任委員会が6人を切る。そうすると、この機構改革だということで見つめていろいろ考え、仮説を立てたとは言いながら、現実にはそういう問題が起きたときには、4つの常任委員会に戻したのをまた3つに戻すのかと。いちいちそんなことをするのかと。これは安定的な数字としては、20から24という範囲でその数値をおさめたほうがいいのかという会議が12月10日の会議でございました。

概ねそういうことだったわけですが、その会議が終わってから、またいろいろ考えてみたわけですけども、いわゆる仮説ですから付与条件があるわけですから、この付与条件を変えることによって、6人を切る事態というものが取捨できると、そういうような見通しが出てまいりました。

しかしながら、時間的な猶予がなく、実は18から24という数字を出したものですから、これを次の会議で20から24ということで、部会としては一応適正な数値を出した。この数値を、私個人が資料なんかと違いますので、数値を変えたりするということはできない。もう一回、この件に関しては部会を開いて、最終的な結論を求めなけれ

ばならないなど。これは私の判断でございまして、言ってみれば12月10日の会議は、私自身の勇み足だということで、非常に今回の会議にほとんど完成した報告書を皆さんに配布できなかったということで、申し訳ないと思っています。お詫び申し上げます。

ということで、今、最終報告書自体はまだ部会を開いてないので明確にそうだとは言えないのですが、18から24という辺りで一応報告書を作って、中村先生のほうに送ってあります。そして部会を開く前にいろいろコメントをいただきたい。報告書のいろいろな全体的な視点、あるいは課題・問題点ということについては、中村先生は1月29日でないと来ないそうですので、それまで待っている時間的な余裕はありませんので、メールとかそういうものでのやり取りで指導を受けていくということでございますので、次の特別委員会がいつになるか分かりませんが、その特別委員会の前には部会の報告書として、長い文章になりますので、その場で見せてご意見はどうかというそういう中身のものではありませんので、資料として事前配布して、特別委員会を迎えたいと思っております。

年内に資料がほしいという方もあるかもしれませんが、それでもかまわないんですけども、年末年始の休みを挟んで研究していただけるかどうか。年始の冒頭にそういう資料を皆さんにお配りしたほうが良いというふうに考えております。

いずれ、そういうわけできょうは、皆さんに資料は提供できませんでした。この資料については、ほとんどの内容は変わりなく、その部分を除けば全く変わりなく幹事会のほうには提出してあるということで、そのことについては、この間、説明してご協議いただいたということでございます。日程的に2月という非常に窮屈な日程になっておりますが、いずれにしても期限内には最終的な結論を求めなければならないということで、それについては期限厳守ということで頑張っていきたいというふうに思っております。昼食時間をさいていただきありがとうございました。

○濱欠明宏委員 今話を聞いていて、定数に限っ

て18から24を20から24にしたいというふうなこともあって、今またさらに中村先生に見てもらっているということですから、それはそれで了解ですが、ただこの常任委員会のあり様については、昔は4常だったけど今3常だと。葛巻に至っては1常だというふうなこともあるので、常任委員会の構成というのがどうあるべきかということも踏まえて答申いただければありがたいなと思ってますので、よろしくお願ひします。

○高屋敷英則委員 定数に関する問題なので、現実の議会の中でも定数削減という基本的な考えを持っておられる方もあります。それから、やはり地方の民主主義というものを考えたときに、現状維持あるいはできれば増というような考え方を持っておられる方もいます。

これは、これまでいろいろな議論を、2年前の特別委員会の議論等も含め、それから議運等の議論を含め議事録を精査しまして、これには共に根拠になるものというのはそれなりにあるわけございます。したがって、こちらとしては定数が何人だよと、そういう方向で走ったら部会はまともにならないというようなことでもございまして、そういう意味で適正な範囲と表現したわけでもございますが、実は2年前の条例改正の特別委員会の際の議事録を精査した結果、当時の議員の定数削減を主張される方の主な削減の根拠だったわけですが、人口減であるとか、財政難であるとか、あるいは社会経済情勢であるとか、そういうものが主な削減の根拠になっていたんですが、実は平成15年に定数が定められたと。それから一昨年の、まだ数値が公表されていない部分がありますので、その人口とか社会情勢とかいろいろな面、財政面の問題、これらの資料を実は総務部からいただきまして、それが本当に定数削減の根拠だったのかということ、平成15年と2年前と比較してみました。

ところが、その3つの根拠であったはずのものが、実は定数削減の根拠になっていなかったというようなことになりまして、それでむしろそういう現実的に数値が出ているものから、ではそれ以外の定数削減の根拠というものはないのか。もしあるとすれば、それは今議会改革をやっているわけですが、こういう議会改革の流れの中で、

それを検討していったら定数削減という数値が見えてくるよという、そういう部分が感じられましたので、それを常任委員会という形に絞って仮説を立てていったということでございます。

したがって、詳しく何名にすればこうなりますよという試算は資料として添付してあります。したがって、そこをこうすべきだということではなしにして、やはり最低でも6人以上あるいは定数が24の場合に12というのも常任委員会というのは考えにくいので、やはり6人以上、8、9人あたりの部分での試算を出して、それも資料に添付してあります。

したがって、その議論が常任委員会の構成とか何とかとなった場合に、あくまでも参考資料として何人だったらここだよと、何人だったらここだよというそういうものははじき出しましたけれども、こうあるべきだという1つのものだけを提示したのではない。象徴的に1つについて仮説を立てて、それで導き出した18から24、こういう数字だということで、ただいまのお答えよろしいですか。

○濱欠明宏委員 こういう意見も全体にはあるから、いずれその辺もあとで検討できればなという話です。

○高屋敷英則委員 その部分、1か所の部分ではできるだけ早くやりますけれども、これから中村先生とのやり取りの中で、いろいろ出てくるかもしれませんので、その期限までにはそこを煮詰めていきたいと思っています。

○委員長（桑田鉄男君） 質疑を打ち切ります。以上で、「各部会の調査・検討経過及び結果について」は終了いたします。

その他であります、何かございませんか。八重櫻議長。

○議長（八重櫻友夫君） いずれ委員長、副委員長さんをはじめ各部会の皆様には数十回にわたってご審議いただきましてありがとうございました。

先ほどもご意見が出たんでありますが、来年の4月からはスタートできるような状態ということになれば、3月の最終本会議には確定しなければならないのかなという思いは持っております。いずれ今出された問題等については、幹事会とか議

会改革の委員長とも相談いたしまして、きょう出されたものについて審議していきたいと。

そしてまた、それ以上できないものについては、各部会にお願いしていくようになるかもわかりませんが、きょうで終わったという思いを持たないで、条例部会さんのほうももうちょっと3月までといっても2月が議会ですし、3月は選挙ですので、正月過ぎればもう日にちがながいような状態です。もうちょっと力を貸していただきたいと思えます。

きょうは大変ありがとうございました。

○委員長（桑田鉄男君） 以上で本日の委員会を閉会いたします。

午後0時24分 閉会

久慈市議会委員会条例第31条第1項の規定により
ここに署名する。

議会改革推進特別委員長 桑 田 鉄 男